

目黒区地域福祉審議会会議録

名 称	令和元年度第1回目黒区地域福祉審議会
日 時	令和元年年7月19日(金)午後6時30分～8時30分
会 場	総合庁舎本館2階大会議室
出席委員	石渡会長、北本副会長、平岡委員、中島委員、鈴木委員、西崎委員、山田委員、中崎委員、岩井委員、吉田委員、寺田委員、松崎委員、高橋委員、内川委員、小川委員、荻田委員、金子委員、須藤委員、鳥海委員
欠席委員	北村委員、徳永委員、伊勢委員、岡本委員、岩崎委員
区側職員	上田健康福祉部長、石原健康推進部長、長崎子育て支援部長、田邊健康福祉計画課長、小野塚健康推進課長、堀内生活衛生課長、大石保健予防課長、橘碑文谷保健センター長、細野福祉総合課長、伊藤介護保険課長、松下高齢福祉課長、保坂障害福祉課長、檜本生活福祉課長、篠崎子育て支援課長、渡邊放課後子ども対策課長、松尾子ども家庭課長、後藤保育課長、大塚保育計画課長、藤原保育施設整備課長
傍聴者	1人
配布資料	資料1 諮問文(写) 資料2 目黒区地域福祉審議会条例、目黒区地域福祉審議会条例施行規則 資料3 保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の改定について 資料4 審議会の進め方等について(案) 資料5 目黒区保健医療福祉計画の実績及び評価について(平成30年度末) 資料6 目黒区介護保険の利用状況(計画と実績)について 資料7 目黒区障害者計画の平成30年度実績、計画目標に対する評価報告について 資料8 めぐる区報 令和元年4月5日号
会議次第 及び 主な発言	<p>1 開会 委員の半数以上が出席しており定足数を満たした。 新たに委員となった鈴木委員、西崎委員、吉田委員を紹介した。</p> <p>2 諮問 区長が諮問文を読み上げ、会長へ手渡した。</p> <p>3 区長挨拶 区長 前回の諮問から3年経過したが、この間、区においても高齢化が進んできた。今後も高齢化は進むと同時に、ひとり暮らし高齢者や認知症の高齢者など支援や介護の必要な方はますます増えていくことが予測される。また、障害のある方の高齢化も進むとともに、経済的な困窮をはじめ多様な生活課題を抱えた方も増えていくものと思われる。多様化、複雑化する福祉の支援ニーズに的確に対応していくためには、「地域共生社会」の実現を目指し、一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら暮らし続けられる仕組みをつくっていくことが大変重要である。 区では、福祉の各分野を超えた包括的な支援体制を構築するため、本年4月、</p>

福祉の総合相談窓口「福祉のコンシェルジュ」を開設した。ダブルケアや8050問題など解決が困難な課題を抱えた世帯に寄り添いながら丁寧な相談支援を行っている。

今後とも区を取り巻く環境変化を見据えながら、3計画をさらに充実させていく必要がある。委員の皆様の知見や経験を生かし、活発にご議論いただきたい。

4 保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の改定について

会長 あらためて3計画の改定について事務局から説明する。

健康福祉計画課長 (資料3により説明)

会長 意見・質問等はあるか。

委員 3計画には、ほとんどの内容が網羅されており、計画に基づき多くの事業が実施されていると認識している。3計画は、区の補助計画に位置付けられているが、現在見直しが進められている基本計画とも整合を図る必要がある。どのように調整していくのか。

健康福祉計画課長 令和2年度に、区の長期計画である基本構想及び基本計画を改定する予定であり、現在は、基本構想の見直しを進めているところである。福祉の3計画改定では、長期計画との整合を図りながら進めていく。

委員 長期計画には財源の確保についても載っていると思う。福祉の3計画の改定は、長期計画における財源確保も踏まえて取り組んでもらいたい。

会長 長期計画審議会に副会長として関わっている。区の状況を踏まえて長期計画が検討されているところだ。福祉の3計画とも整合を図ってもらいたい。

保健医療福祉計画、介護保険事業計画及び障害者計画の改定については、これで終わる。

5 審議会の進め方等について

会長 事務局から説明する。

健康福祉計画課長 (資料4により説明)

会長 意見・質問等はあるか。

(発言なし)

会長 小委員会への付託事項については、次回の審議会ですらに議論した上で決定していく。小委員会の設置、小委員会の名称・構成については資料のとおり決定する。

6 目黒区保健医療福祉計画の実績及び評価について（平成30年度末）

7 目黒区介護保険の利用状況（計画と実績）について

8 目黒区障害者計画の平成30年度実績、計画目標に対する評価報告について

会長 事務局から3件続けて報告する。

健康福祉計画課長 (資料5により説明)

介護保険課長 (資料6により説明)

障害福祉課長 (資料7により説明)

会長 意見・質問等はあるか。

委員 障害者計画の事業番号3、発達障害支援事業の推進について。発達障害のある人は、高校卒業後に就労している人が多いと思う。発達障害にも様々な特性がある。就労していると、職場で人並みにできないことが心理的負担になったり、給料や残業時間などの面で我慢したりすることもあると思う。ちゃんと残業

代をもらいなさい、休みを取りなさいと助言しても、小規模事業所に就労している場合等は、職場に言い出しづらい状況がある。個々の発達障害について教室を開くなどの形で相談にのっているか。

障害福祉課長 発達障害支援事業では、平成30年度の個別相談429件のうち、163件は20歳代の相談だった。社会に出た後に相談に訪れるケースも多い。特に思春期、青年期では、就労や家族関係の相談が多い。発達障害支援拠点においては、キャリアカウンセラーの資格を持った職員を配置しているため、就労の相談にも対応している。関係機関とも連携して相談に応じている。

知的な障害を伴わず学校生活では特に問題がなかったとしても、学校卒業後、困難に直面する事例もある。読み書きが特に苦手など発達障害の特性は様々である。就労のため平日相談に行くことができない場合は、土曜日に個別に対応している。今後、職員体制を充実させ、土曜日の常時開設を目指していく。平成30年4月に開設した発達障害支援拠点「ぼると」は、教育や子育てなどの分野にもPRしているが、今後とも多くの区民に知っていただくよう事業の周知に力を入れていきたい。

委員 目黒区の福祉は前進していると思う。保健医療福祉計画の事業別評価表の9ページ、地域における見守り活動の推進について。区の「見守りめぐねっと」は素晴らしい。今ひきこもり等への懸念もある。「見守りめぐねっと」の更なる充実を目指して検討していかなければならない。町会や民生委員、各団体に対して提起したほうがよい。

また、オリンピック・パラリンピックに向けて心のバリアフリーの推進が計画に掲げられているが、バリアフリーのまちづくりについても検討したらよいと思う。バリアフリーの街が出来上がっているかをチェックする必要がある。

最近働く女性が増えている。障害のある子どもがいる家庭も母親が就労していることが多い。子どもが学校を卒業するまでは放課後等デイサービスがあるので就労できるが、学校卒業後は放課後等デイサービスはなく、障害のある18歳以上の子を持つ親が働くにはどうしたらよいかということも今後検討する必要がある。

今日、テレビのニュースで目黒区の高齢者施設の整備が取り上げられていた。目黒区は土地の価格が高く、広い土地も少ないため、なかなか公の施設がつかれないとのことだった。ぜひ複合施設をつくる努力をしてほしい。高齢者施設、保育園、障害者施設ということを忘れずに検討して進めてほしい。

福祉総合課長 「見守りめぐねっと」では、ネットワークの連絡会や協力機関連携会議などを開催している。見守りサポーターの養成講座は、平成30年度は2回開催で、計124人が受講している。引き続き啓発活動をしていきたい。見守りボランティアの高齢化が進み、登録を辞退されることもある。新しいボランティアを増やすため、様々な機会をとらえて勧誘していきたい。

障害福祉課長 ハード面での福祉のまちづくりは、東京都福祉のまちづくり条例に基づき整備が進んでいる。新しい建物を建てる時は、オストメイト対応やおむつ替えができる「誰でもトイレ」を設置するなど、バリアフリー設備の基準が設けられている。

障害のある子どもの放課後等デイサービスは、児童福祉法に基づくもので、午後6時くらいまで利用できる。しかし、学校卒業後は、児童福祉法ではなく障害者総合支援法に基づくサービスとなるため、午後3時半や4時ごろには終わってしまう。

現在は、利用している施設から自宅へ送迎するサービスと、自宅にヘルパーを派遣し、夕方に親が帰宅するまでの間、居宅介護サービスとして自宅で支援するという個別的なサービスで対応しているところである。施設の利用時間を延長するためには、職員の勤務時間を一部ずらすことも検討しなければならない。また、就労継続支援における生活介護については延長の規定はあるが、就労継続支援B型事業所では、利用時間の延長は作業時間の延長となるため想定されていない。この課題は、今後検討していく必要があると重く受け止めている。

施設整備について。現在、第四中学校跡地で複合施設の整備を行っている。依然として要望のあるグループホームをはじめ施設整備においては、区有地だけでなく国有地、都有地も含めて、活用の話が合った場合は名乗りを挙げていきたい。

委員 障害者計画の事業番号98、国公有地、既存施設等の活用の検討について。第四中学校跡地を活用した高齢者施設及び障害者施設の工事が開始されたということで、ある程度達成したという評価結果となっている。資料6の8ページ、第7期介護保険事業計画期間中の基盤整備実績を見ると、特別養護老人ホームの事業所数は、事業計画値が7なのに実績値が6、定員は、事業計画値600人に対して実績値516人となっている。特別養護老人ホーム入所待機者が894人もいるのだから、もっとスピード感を持って区の施設を有効活用する必要がある。

高齢福祉課長 今年7月、旧第六中学校跡地に、特別養護老人ホーム目黒中央の家が開設した。定員は84名である。特別養護老人ホームの新たな開設は19年ぶりである。このほか、第四中学校跡地、目黒三丁目の国有地を活用した特別養護老人ホーム整備計画もある。入所定員はこれら3施設合わせて約300名であるため、現在800名を超す入所待機者は、3施設が開設する令和3年度には500名余となるのではないかと。現在整備計画を進めている3施設で十分だとの認識はない。今後とも国公有地の有効活用を図り、タイミングを見ながら新たな計画を整備していきたい。

委員 評価基準が分かりやすくよい資料であるが、実績報告には、どのくらいの経費が掛かったかを記載したほうがよりよくなると思う。少ない予算でも、内部努力によって成果が上がった事例などを示してもらえるとよい。

障害者計画のほうは、継続事業の実績も載っているが評価はされていない。継続事業も同様にABC評価できればよいと思うが、評価をしないならば、継続事業については実績に大きな変動がないということコメントとして入れておくか、もしくは、継続事業を除いて新規事業と充実事業だけ掲載したほうが分かりやすいと思う。

先ほど居宅サービスの対支給限度額利用率が減少しているとの説明があったが、それは居宅サービス利用者の一部が地域密着型サービスや地域支援事業に移行したためか。居宅サービスよりも地域の身近な事業のほうが利用しやすいということなのか。区はどのように分析しているか。

健康福祉計画課長 計画事業の実績として経費をどのように入れていくかは判断が難しい。反映できるかどうかも含めて今後相談していきたい。

保健医療福祉計画の評価表には、継続事業を掲載していない。PDCAは重要であり、本来全事業について評価していくべきだが、保健医療福祉計画については、評価の対象を新規・重点・数値目標のある計画事業に絞り、毎年度評価している。どのように評価していくかは重要な課題である。今後とも評価方法を検討し丁寧に報告していきたい。

介護保険課長 介護保険サービスは、自宅で暮らしている人が利用する居宅サ

ービスと、有料老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設を利用する施設サービスに大きく分かれる。

介護保険制度の改正により、これまで週1、2回デイサービスや訪問介護サービスを受けていた要支援1や2の人が、介護予防・生活支援サービスに移行するなど若干変化が出てきていると認識している。

委員 計画事業の実績に経費も載せて、経費は増えていないが実績が上がった事業を示すことができれば、区民も、区は一生懸命やっているんだなということが分かると思う。

居宅サービスの内容そのものは、あまり変わっていないということか。

介護保険課長 これまで介護サービスとして位置づけられていたものが、別の事業に変わったり、地域密着型サービスに移ったりしたという変化はある。また、高齢化の進行により介護給付費などが全体的に増加傾向となっている。

会長 目黒区保健医療福祉計画の実績及び評価（平成30年度末）ほか2件については、これで終わる。他に意見がある場合は、意見募集用紙により提出してほしい。

9 福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）開設について

会長 事務局から説明する。

健康福祉計画課長 （資料8により説明）

会長 意見・質問等はあるか。

委員 とても大事な窓口ができた。既存の相談支援機関との関係性が今後ますます重要になる。地域包括支援センターも総合相談を実施している。福祉の総合相談窓口は、第一線の相談支援機関として相談を受けると同時に、多分野の課題を抱えた、単課では解決が難しい相談に対応し、分野横断的に取りまとめるというイメージでよいのか。

健康福祉計画課長 地域包括支援センターが総合相談の最前線である。福祉の総合相談窓口は、地域包括支援センターだけでは解決できない複雑な問題、区の各部署や各関係機関が連携して解決すべき相談を受けていく。また、虐待対応や成年後見制度の区長申立てなど行政の権限が必要な場合も、福祉総合課だけでなく他部署と連携して対応していく。

今後、地域包括支援センターの機能をさらに強化するとともに、福祉総合課を中核とした相談支援体制も強化していく。両輪で進めていきたい。

委員 先日、福祉の総合相談窓口に行った。複雑な課題を抱えていることに対して親身になって話を聞いてくれた。とても力強く感じ、このような窓口があった良かったと思った。福祉総合課は、相談を通して明確になった課題を解決するため、関係する部署に話を付けてくれると思うが、福祉総合課に決定権、イニシアチブがあるのか分からなかった。ジャッジは誰がしてくれるのか。「このようにしたらよいですね」という提案をしてくれて、関係部署にも伝えてはくれるが、相談者が期待しているのは、その後の展開である。傾聴だけで終わるのではなく、その先もやりたいと福祉総合課の職員は話していたが、そのような権利、力を福祉総合課に持たせないと、課題は解決しないと思う。区はどのように考えているか。

健康福祉計画課長 ある程度の力を持って采配できないと、うまくつながっていかないというのは事実だと思う。まずは、相談を伺った上で、関係部署等につなぐ。そして、つなぐだけでなく、関係部署や関係機関がどこまできちんと対応

しているかを見ていく。最終的には、相談者自らが、どこまで課題を解決したいのかご意見を持っていただき、それを受け取り、やりとりをしながら進めていく必要がある。ジャッジについては、できるだけ寄り添い、ご希望に沿って進めていく。制度の狭間、制度が適用されない場合は、新しい制度をつくっていくことも必要である。区の各部署では、それぞれ専門的な対応も行っている。全ての部署、全ての相談支援機関において、力を付けてこたえていくことができるよう、研修等も含めて努力していきたい。

会長 今後この福祉のコンシェルジュがどのように機能し、成果を上げていくか。各委員もしっかり見守り、提言をしていかなければならないと思う。

福祉の総合相談窓口開設については、これで終わる。

10 その他

会長 次回の開催は、8月21日（水）午後6時30分からとする。

11 閉会